

令和元年7月4日

令和元年度
食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験
実施要領

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

1. 試験日時

令和元年度の食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験（以下「就業者向け試験」といいます。）は平令和元年12月15日（日）11時10分から実施（80分間）します。

2. 試験実施場所

就業者向け試験は、令和元年度の認定試験を実施する教育機関（以下「受験教育機関」といいます。）を会場に実施します。ただし、これによらない場合は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」といいます）事務局が連絡・調整を実施します。
なお、「令和元年度フードスペシャリスト資格認定試験実施予定校」はこちらとなっています。

3. 試験の種類

就業者向け試験は、次の資格区分ごとに行います。

- ① 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- ② 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

4. 受験資格

(1) 就業者向け試験の受験資格を有する方は、食品関連企業に在籍し、食品関連企業において以下の職種に同等する業務を行っている方です。

- 一 製造・調理・加工
- 二 営業
- 三 販売
- 四 マーケティング
- 五 バイヤー
- 六 営業計画
- 七 販売企画
- 八 研究・開発
- 九 生産管理
- 十 品質管理
- 十一 設備管理
- 十二 店舗開発
- 十三 ホール担当

十四 物流

十五 広報

(2) 上記業務にかかる勤務年数（累計）については、以下のとおりとします。

- 一 大学卒業者 2年以上
- 二 短期大学卒業者 4年以上
- 三 高等専門学校卒業生 4年以上
- 四 その他 5年以上

(3) 受験資格の認定は、協会の専門委員会が行うものとします。

5. 受験申請

就業者向け試験を希望する者は、協会に直接受験申請を行うものとします。必要な書類は以下となります。

- 一 別紙の様式による受験申請書
- 二 企業に在籍していることの証明書

6. 合否の判定と通知

(1) 各資格認定試験の合否は、得点結果に従って、協会の専門委員会において判定します。

なお、得点に関わらず、職歴等に疑義がある場合は、不合格とします。

(2) 解答用紙の提出がない受験者は、認定試験を棄権したものとみなします。

(3) 判定結果は、協会から受験者に直接通知します。

7. 資格認定書の申請・授与

交付申請に基づき資格認定書を交付します（ただし費用は申請者負担となります）。

8. その他

詳細については、食品関連企業就業者のための受験案内を参照してください。

【お問い合わせ先】

(公社) 日本フードスペシャリスト協会

〒170-0004

東京都豊島区北大塚 2-20-4 橋義ビル 4階

TEL : 03-3940-3388 FAX : 03-3940-3389

E-mail : info@jafs.org